

第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針

第1節 生活排水処理の基本理念

自然環境、特に水は人々が生活していく上で貴重な資源であるとともに貴重な財産です。本市は高梁川の豊かな流れ、吉備高原のあふれる緑、吉備平野に広がる田園地帯等、水と緑の多様で豊富な自然環境に恵まれています。

本市では、比較的良好な生活環境が維持されてきましたが、市内を流れる多くの河川のうち特に集落を貫流する河川で、近年、生活水準の向上や生活様式の変化に伴い、生活雑排水による河川汚濁が懸念されております。与えられた自然環境を汚すことなく、子孫まで引き継ぐことが我々の使命であることから、生活排水の適正処理は、自然環境を保全するためにも極めて重要であるということを強く認識し、行動しなければなりません。

本市は第8次総量規制区域であるとともに生活排水対策重点地域（山手・清音地域を除く）にも指定されています。また、本市の中央地域から東部地域にかけては湖沼法の指定区域である児島湖の流域や吉備史跡県立自然公園や吉備路風土記の丘県立自然公園区域にも指定されています。

よって、今後も快適な生活環境を確保するために、高梁川流域の河川等の水環境を保全することを目指し、住民に対し生活排水対策の重要性について、広報、教育活動等を通じ、積極的な啓発を行うとともに、生活排水処理施設の整備としては、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき集合処理区域と個別処理区域のゾーニングを行い、公共下水道計画の推進並びに農業集落排水施設や浄化槽等の地域に対応した生活排水処理施設の促進を図ることにより、公共用水域の水質の保全・向上を図っていくことを基本理念とします。

第2節 生活排水処理の基本方針

本市では、アクアセンター吉備路にてし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っていることから、本市以外の組合構成自治体の生活排水処理対策についても把握し、適切なし尿処理施設運営ができるよう、その対応について検討しなければなりません。

そこで、本市の生活排水処理対策の基本方針としては、基本理念を早期に実現するため倉敷市と緊密に連携し、生活排水を適正に処理する施設整備を推進していくことが望まれます。

また、住民に対し生活排水対策の重要性についての積極的な啓発を行うことが重要になります。

本市の生活排水処理施設整備基本方針は次のとおりとします。

【基本方針】

衛生的で近代的な市民生活の確保と公共用水域の清らかな水環境を守るため、地域的、地形的条件を加味した整備手法による計画的かつ効率的な整備を図る。

1. 公共下水道事業の整備

(1) 市街化区域での整備

市街化区域においては事業計画に基づき整備を進めています。市街化区域に隣接する地区については、事業認可区域を拡大し、整備を計画的に進めます。処理区域の拡大に伴い、処理する汚水の増加が予想されるため、下水処理場の水処理棟の増設を推進していきます。また、既存の処理施設の補修・改善に努めていきます。

(2) 農業振興地域を除く市街化区域外での整備

農業振興地域を除く市街化区域外では、集合処理が個別処理より望ましい地区については、順次、特定環境保全公共下水道の整備を推進していきます。

2. 公共下水道事業以外の対応

(1) 農業振興地域での整備

市街化区域外の農業振興地域において、集合処理が個別処理より望ましい地区については、農業集落排水事業を検討し、地区の要望等を考慮しつつ計画的に事業を進めていきます。また、施設の機能強化を図り、処理可能な戸数を増やすことも検討していきます。

(2) 公共下水道事業、農業集落排水事業の計画区域以外の地域での整備

公共下水道事業、農業集落排水事業の計画区域以外の地域については、浄化槽の整備を行い、住民ニーズに沿って引き続き補助金を交付しその普及に努めていきます。

また、浄化槽の補助制度を積極的に広報することにより単独処理浄化槽からの切り換えの促進を図ります。